

宇都宮市自治基本条例を考える会議 提言書（素案）

平成 2 0 年 5 月

宇都宮市自治基本条例を考える会議
提言書検討委員会

はじめに

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」は、学識経験者3名、関係団体代表者6名、上河内・河内自治会議から選出した市民4名、公募市民23名、市議会議員6名、市執行機関職員6名の計48名からなり、平成18年6月23日開催の第1回以降、計 回の会議を開催し、宇都宮市にふさわしい自治基本条例のあり方について議論を重ねてきました。

会議においてはワークショップ形式や分科会形式等を用い、委員全員が議論に参加し、活発な意見交換がなされました。

また、この会議の中の議論にとどまることなく、シンポジウムや市民との意見交換会を行い、多くの市民の方々から頂いた意見を反映しました。

この提言書は、多種多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するための基本的なルールが、どのようなものであるべきかを話し合った成果です。

この提言書の内容が十分に反映された自治基本条例が制定されることで、市民主体のまちづくりが確立され、宇都宮市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らすことができるようになることを願います。

平成 年 月 日
宇都宮市自治基本条例を考える会議
会長 藤本 信義

目 次

1	宇都宮市自治基本条例を考える会議について	4
2	宇都宮市自治基本条例の必要性・意義	7
3	基本的な考え方について	8
4	宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容	
第1	前文	9
第2	総則	11
(1)	目的	11
(2)	定義	12
(3)	この条例の位置付け	14
第3	自治の理念と基本原則	15
第1節	自治の理念	15
第2節	基本原則	15
(1)	自己決定, 自己責任	15
(2)	個人の尊重	15
(3)	協働	15
(4)	公共的活動の範囲等	16
(5)	情報の共有	16
(6)	人づくり	17
(7)	社会資源の利活用等	17
第4	市民等の権利と責務	18
(1)	市民の権利	18
(2)	市民の責務	19
(3)	地域活動団体の責務	19
(4)	非営利活動団体の責務	20
(5)	事業者の責務	21
第5	議会の役割と責務	22
(1)	議会の役割と責務	22
(2)	議員の責務	22
第6	執行機関の役割と責務	23
(1)	執行機関の役割と責務	23
(2)	市長の責務	23
(3)	職員の責務	24

第7 参画と協働	25
(1) 自助, 共助, 公助	25
(2) 地域主体のまちづくり	26
(3) 協働の推進	27
(4) 附属機関等	27
(5) 住民投票	28
第8 市政運営の基本事項	30
(1) 総合的な市政運営	30
(2) 財政運営	30
(3) 市政運営の評価	31
(4) 執行機関の組織	31
(5) 行政手続	32
(6) <u>法令, 条例等の解釈及び運用</u>	32
(7) 法令の遵守	32
(8) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力	33
5 おわりに	34
《参考資料》	35
参考資料1 宇都宮市自治基本条例を考える会議委員名簿	35
参考資料2 検討の経過	42

《表記方法について》

「4 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容」については、条例の形式を前提として、「前文」と条例の項目となる「総則」、「自治の理念と基本原則」などを大きな要素ごとに分類・整理した8つの部分で構成し、枠内にその内容をまとめました。

また、「自治基本条例を考える会議」としての基本的な考え方、補足説明等を【補足説明等】としてまとめており、これらは条例が制定された際、逐条解説に反映されることを想定しています。

さらに、異なる立場の意見があった場合には、【附帯意見等】として記載しました。

なお、本市独自の内容であると考えられるところについては、ゴシック体で記載しています。

1 宇都宮市自治基本条例を考える会議について

私たち「宇都宮市自治基本条例を考える会議」は、平成18年6月に第1回目を開催してから、平成20年 月に至る 年 か月の間に、 回の全体会（5回の分科会を含みます。）、広報班会議 回、提言書検討委員会4回の計回、本市にふさわしい自治基本条例のあり方について議論を重ね、ここにその検討結果を提言するに至りました。

真の地方分権型社会を構築していくためには、市民自治―市民主体のまちづくり―を確立することが求められており、このような観点から、一般的に自治基本条例では、「市民の役割、権利、責務」、「議会、執行機関の役割、責務」等について、新たな視点により規定することが求められています。そのため、自治の主体である市民と市（議会と執行機関）が十分に議論を重ね、内容を検討していく必要があると考え、市民と議会と執行機関の3者が対等の立場で条例を検討する場として設置されたのが、この「宇都宮市自治基本条例を考える会議」です。

様々な立場からの多様な意見を集約し検討するため、自治基本条例を検討する場としては全国的にも最大規模の48名という委員構成となり、公募委員はそのうち約半数の23名となりました。

第1回目の勉強会で、「自治基本条例の定義は定まっていない。」、「名前からは、自治に関する基本的なこと、自治の基本理念や基本的仕組み、自治体・住民の責務や権利を定めている条例だと考えられるが、そもそも、新しい地方分権時代に向けた市民主体の地方自治運営に当たっての『市民自治に関する基本的なこと』も定められていない。」との説明を受けたときから、私たち委員の真剣な議論が始まりました。

宇都宮市は、農・工・商の均衡のとれた産業都市から、総合的な都市機能が集積する広域都市圏の中核都市として順調に発展を続けてきており、良好な行財政基盤に支えられ、十分に自立した都市経営がなされています。また、早くから進めてきた市民協働の取組により、まちづくりにおいては市民と市の良好な関係が構築されつつあります。

だからこそ、私たちは、真に自治基本条例が必要な理由と、地方自治体の憲法ともいわれる自治基本条例のあるべき姿を根本から検討する必要性に迫られました。

何かを根本から検討するためには、その手法から考えていく必要があります。私たちは、「良い会議にするためには」というところから合意を図ることとしました。

委員全員が議論に参加するため、ワークショップ手法を学び、KJ法による意

見の洗い出しを行って、「市民主体のまちづくりをさらに進めるためには」、「自治基本条例の必要性・意義について」、「自治基本条例に盛り込みたい事項について」と検討を進めてきました。

その検討の過程においては、「この条例のそもそもの必要性や、この条例を定める意義は何か」等、原点に立ち戻った議論や、「条例の性格付けについて、理念的な内容を重視するか、具体的・個別的事項を充実させるか」あるいは「この条例において宇都宮らしさをどうしたら打ち出せるのか」等の規定の方向付けについての討議、さらには本論部分の「条例に盛り込みたい事項」について、どのようなことがらがあるのかといった議論のほか、条例の必要性和検討の継続の是非自体を委員全員で確認したこと等、数多くの局面を乗り越えてきました。

その後、私たちは分科会に入り、テーマ毎にさらに深く、「条例に盛り込むべき事項」の内容の検討を始めました。このときは、「宇都宮市らしい自治基本条例」の創造に苦しみつつ、人間の幸せの本質やこれからの社会のあるべき姿に至るまで、委員個々人の全ての経験・知識・価値観をぶつけ合い、熱い議論を続けてきました。

その熱い議論を重ねた検討の詳細は、別冊附属資料「自治基本条例を考える会議検討内容」に記しましたが、これらの結果を十分に踏まえながら、提言書検討委員会において、「条例に盛り込むべき内容」を体系化し、提言書素案としてまとめました。

その後、この提言書素案をシンポジウムや市民との意見交換会で、宇都宮市民全体に問い、全市民が広く共有できる条例となるよう、さらに議論を重ねてきました。

そのような過程を経てまとめられた「条例に盛りこむべき内容」は、後記のとおりですが、その要点は、次のとおりとなります。

まず、人間の幸せは、便利で豊かな地域に根差した新しい文化を求めていくことのみならず、ともに暮らす人々との共感と思いやりの中にも求められること。

次に、私たちは社会的責任を有する存在であり、共に幸せになるために公共的な課題を解決していく責務を負っており、その程度や範囲は、全市民が、多様な段階、方法で考え、話し合い、決定していくとともに、協働のもと、役割と責任を担い合って、共に課題解決に取り組んでいかなければならないこと。

そして、この条例は、地方分権が進む中、多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的な事項及び仕組みを定めるものであり、その究極的な目的とは、宇都宮市民がさらに幸せに暮らせるようにすることである、ということです。

私たち宇都宮市自治基本条例を考える会議委員は、この提言書の趣旨を最大限尊重して条例が制定されることを通じ、私たちが到達した普遍的内容を、広く発信していきたいと考えています。また私たちは、今後も、そのようにして制定された条例の精神を具現化すべく、あらゆる取組に邁進していきたいと考えています。

2 宇都宮市自治基本条例の必要性・意義

この条例は、地方分権が進む中、多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的で普遍的な事項及び仕組みを定めるものであり、その究極的な必要性・意義（または目的）とは、宇都宮市民がさらに幸せに暮らせるようにすることです。

この究極の必要性・意義のもとにつらなるものとして、下記のように、様々な観点から数多くの必要性・意義を挙げることができます。

< 目指すべき自治の姿の共有化 >

- ・ 自治体運営の理念，基本原則の明確化
- ・ まちづくりの方向性，ビジョンの明確化
- ・ 自治の仕組みの構築

< 自立した自治運営の確立 >

- ・ 自己決定，自己責任に基づく自立した自治運営の確立
- ・ 市民自治の醸成
- ・ 地域の特性を最大限に生かした，独自のまちづくり
- ・ 透明性，公平性，応答性の向上

< 権利と責務の明確化 >

- ・ 市民，議会，執行機関の権利と責務の明確化
- ・ 多種多様な人々が一つの地域で暮らすための最低限のルールとの共有

< 市民意識の高揚，改革 >

- ・ 市民自ら主体的に考え，行動することの重要性の認識
- ・ 企業もまちづくりに参加するという意識，社会貢献意識の高揚
- ・ 市民の意識改革のきっかけ
- ・ 条例制定過程における市民間の議論及び，その内容の周知による効果

< 市民参加・市民協働の推進 >

- ・ 様々な市民参加の仕組みの制度化（条例化）
- ・ 市民自らが汗をかく必要性の高まり
- ・ 市民・団体と行政の関わり方の共有

< 自治運営の仕組み等の位置付けの明確化 >

- ・ これまで培ってきた自治運営の仕組み等の条例への位置付け

（上記は、第4回全体会でワークショップを行い、この結果をまとめたものを第5回全体会で議論した結果）

3 基本的な考え方について

この条例は、宇都宮市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的として、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的で普遍的な事項及び仕組みを広く定めるものです。このようなことから、条例の内容となるべき事項をまとめるに当たっての基本的な考え方を次のとおりとしました。

自治基本条例の基本的な考え方について

1 宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。

- (1) 宇都宮の特色を活かした自治を推進するために、市がこれまで培ってきた、各種の仕組み・取組を本条例に位置付け
- (2) 今まで制度化・条例化されていない取組、制度等を本条例に位置付ける際には、必要性、実現可能性等について十分に検討すべき

2 広く市民に理解される、わかりやすい条例とする。

- (1) 若年層から高齢者まで広く市民にわかりやすい、簡素・簡潔、明快な条文、構成を目指す。
- (2) 他の個別条例との整合性をとりながら、自治に関する基本的事項を厳選して記載
- (3) 条項数も含め、できるかぎり内容を整理

3 長く市民に親しまれる条例とする。

- (1) 宇都宮の地理的環境、歴史、文化や、優れているもの、誇れるもの等を踏まえ、市民が広く共有できる内容としていく。
- (2) 社会情勢等により変わりやすい個別具体的な制度等の詳細を規定するより、自治の普遍的・理念的事項を記載

(上記は、第6回、第7回の全体会における協議の結果)

次の「4 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容」では、この条例の「宇都宮市らしさ」、本市独自の内容であると考えられるところについて、ゴシック体で表記しています。

4 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容

第1 前 文

- ・ 宇都宮市は、関東平野北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする、恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の杜を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきたこと。
- ・ 近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けていること。
- ・ この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人として、社会的責任を有していること。
- ・ また同時に、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても社会的責任を有していること。
- ・ 私たちは、この地において、古きよきものを守りつつ、未来を見つめ、地域に根差した新しい文化を求め、創っていこうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。
- ・ また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を構築していきたいと考えていること。
- ・ このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市それぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を利活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要であること。
- ・ 私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定すること。

【補足説明等】

- ・ 私たちは、この宇都宮市ならではの幸せを求めて、住民として、または、通勤・通学者としてこの地に集っています。そこには自然とまちが生まれ、私たちはまちの一員として他の人々に迷惑をかけず、協力して幸せを目指さなくてはならないという社会的責任を負っています。
- ・ また同時に、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても社会的責任を有しています。
- ・ そのような中、私たち人間は、古きよきものを守りつつ、生きるために役立

つ、地域に根差した新しい文化を求め、創り、手に入れることで幸せを感じており、私たちに共通する思いとして、より新しく、便利で、住みやすいまちを構築していきたいと考えています。

- ・ 住みやすいまちの例としては、活力あるまち、環境に配慮したまち、新しい文化が創造されていくまちなどがあげられます。
- ・ また私たちは、まわりの人々に共感しながら日々の生活を送っており、自分の幸せを追求するだけではなく、やさしさを持ち、まわりの人々も幸せにすることでさらに自らも幸せになろうとしており、やはり私たちに共通する思いとして、よりやさしさ、思いやりに満ちた社会を構築していきたいと考えています。
- ・ 思いやりに満ちた社会の例としては、みんなが安全に、安心して幸せに暮らせるまち、共生社会などがあげられます。
- ・ これら住みやすいまち、思いやりのある社会を実現し、市民みんながさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくことができるように、私たちは公共的活動を行います。
- ・ このように、市民がさらに幸せに暮らしていくため、みんなで公共的活動を行っている状態が、「自治」であると、この条例では考えています。
- ・ 自治を担う者（主体）には、市役所のほか、市民や、自治会等の地域活動団体、NPO・ボランティア、企業などがあります。多様化した市民ニーズに応えるためには、その全てが役割分担し、人や物を大切にする精神（「もったいない」という心）を持って、人的資源、物的資源、制度的資源、知的資源等の各種の社会資源を利活用しつつ、協力しながら公共的活動を行っていく（この条例では「協働」という言葉を使っています。）必要があります。
- ・ 多種多様な主体が協働することによって運営される、私たちに最も身近な自治がどのようなものであるべきかを話し合った成果として、この条例を制定します。

【附帯意見等】

- ・ より住みやすいまちについては、「環境にも配慮しつつ、農・工・商のバランスをとりながら活力をもって発展していくことができる」等の例を入れても良い。
 - ・ より思いやりのある社会については、「多種多様な人々がお互いを尊重しながら共生できていける」等の例を入れても良い。
- という意見がありました。

第2 総則

(1) 目的

この条例は、自治の理念を明らかにし、私たち自治を担う者の協働のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定めることにより、市民主体のまちづくりを確立し、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的とすること。

【補足説明等】

- ・ 「自治の理念」、「自治を担う者の協働のあり方、権利と責務」、「自治の基本的な仕組み」等は、総則に続くこの条例の後ろの部分で明らかにされています。

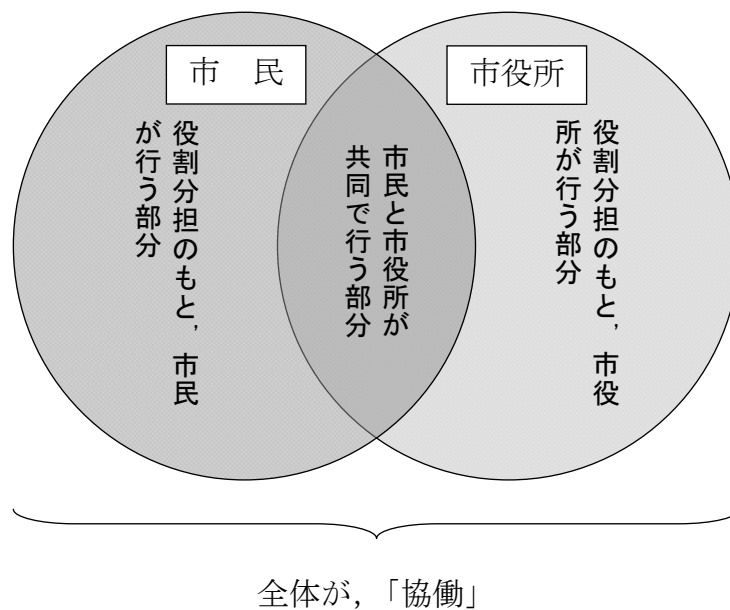
(2) 定義

- ・ 各主体
市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者，その他各種団体及び市のそれぞれをいうこと。
- ・ 市民等
市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者及びその他各種団体をいうこと。
- ・ 市民
市内に住む人，働く人及び学ぶ人をいうこと。
- ・ 地域活動団体
自治会をはじめとする，地域で自主的に公共的活動を行う，地域に根差して形成された団体をいうこと。
- ・ 非営利活動団体
公共的な課題に関して，自主的に活動を行う団体で，前号以外の非営利に活動する団体をいうこと。
- ・ 事業者
市内において事業活動を行うものをいうこと。
- ・ 市
市議会及び執行機関により構成されるものをいうこと。
- ・ 地域コミュニティ
市民が地域で集うことにより必然的に築かれる人と人とのつながりをいうこと。
- ・ 協働
市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくという共通の目標を実現するため，各主体が，互いに対等の立場に立って，情報を共有し，相互に信頼し，理解及び尊重し合いつつ，役割と責任を担い合い，お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して，効果的に自治に取り組むことをいうこと。
- ・ 市政
執行機関が行い，または参加して行う行政サービスの提供その他の公共的活動をいうこと。

【補足説明等】

- ・ 「市内に住む人」には，在住外国人が含まれます。
- ・ 地域活動団体には，自治会，子ども会等のほか，本市では各地域に「地域まちづくり組織」が設立されており，これら全てが含まれます。

- ・ 非営利活動団体には、特定非営利活動法人のほか、法人格を持たない団体、各種ボランティア団体等が含まれます。
- ・ 協働には、次の図のとおり、役割分担に基づくすべての公共的活動（市民と市役所が共同で行う部分、役割分担のもと市民が行う部分、役割分担のもと市役所が行う部分）が含まれます。



なお、本市においては、「市民協働推進指針」（平成１６年１１月）、「市民協働推進計画」（平成１８年９月）に基づき、協働が推進されています。

また、障害者基本法の考え方である「完全参加・参画」に関しては、男性・女性、高齢者・未成年者等、いろいろな属性を持った市民がいる中、障がい者に関する部分だけが強調されることを避けるため、盛り込んでいません。

(3) この条例の位置付け

市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を最大限、尊重しなければならないこと。

【補足説明等】

- ・ この条例が、数多くの市の条例の中で、どのような位置を占めるものかを明らかにしたもので、市が、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を最大限、尊重するという表現になっています。
- ・ この条例の趣旨が尊重される理由は、この条例が、地方自治の最も根本にあり、重要な「自治の理念」、「自治の基本原則」のほか、いろいろな「制度・条例の基本的なところ」を明らかにしているからです。
- ・ このようなことから、この条例は、市のみならず、市民、地域活動団体、非営利活動団体、企業等、自治を担う主体全てが最も尊重すべきルールであると考えられます。

第3 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

私たちは、市民主体のまちづくりを確立し、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目指すこと。

【補足説明等】

- ・ 市民主体のまちづくりを確立し、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを、自治の理想としています。

第2節 基本原則

(1) 自己決定，自己責任

各主体は、自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。

【補足説明等】

- ・ 基本原則は、自治の基本理念を実現するための具体的な手段や進め方です。
- ・ 市民自らが前向きな意識を持ち、自ら考え、決定し（自立）、自らの発言、行動に責任を持つ（自律）ことが、自治の原点であると考えられます。
- ・ そのために、私たちは日々自己研鑽に励む必要があることが、「市民の責務」の一つとなっています（後記第4「(2)市民の責務」参照）。

(2) 個人の尊重

各主体は、市民等の権利が尊重され、その個性及び能力が自治に生かされるよう努めること。

【補足説明等】

- ・ 私たちは、この地域社会で生きていくために必要な権利について、お互いに大切にし、尊重し合わなければなりません。
- ・ また、私たちの個性や能力が地域社会に生かされるよう、お互いに工夫し、努力していかなければなりません。

(3) 協働

各主体は、自治の推進に当たり、協働することに努めること。

【補足説明等】

- ・ 協働とは何かについては「定義」の項にありますが，ここでは，自治を効果的・効率的に推進していくために，自治を担う全ての人々が，協働することに努めていくべきことを明らかにしています。

(4) 公共的活動の範囲等

- ・ 各主体は協力して，議会をはじめとして，多様な段階，方法により，公共的活動として何を行うべきかを考え，話し合い，決定していくこと。
- ・ 各主体は協力して，計画を立てて公共的活動を行い，その結果を検証するとともに，その結果について各主体全てがそれぞれの役割・負担に応じた責任を負うこと。

【補足説明等】

- ・ 公共的活動とは何か，どこまでを公共的活動としてみんなで行っていかなければならないかは，時代によって変化するものであることから，その時々で，みんなで話し合っ決めていかなければならないと考えられます。
- ・ 議会で予算を議決することで市役所が行うことができる仕事が決定的ことをはじめ，例えば介護保険サービスでは，利用者と事業者が話し合っ契約を結ぶ等，そのような決定はいろいろな段階，方法でなされています。

(5) 情報の共有

各主体は，個人情報の保護に配慮しつつ，それぞれが保有する公共的課題及び公共的活動に関する情報の共有に努めること。

【補足説明等】

- ・ 協働により推進されるまちづくりにおいては，市（議会，執行機関）が市民に対して情報を公開し，提供するのみならず，市民（地域活動団体，非営利活動団体，事業者等を含みます。）も市や他の自治の主体に対し情報を公開し，提供し，各主体の間で情報を共有することが重要です。

【附帯意見等】

- ・ 「独居高齢者の災害救助」等，人命に関わる個人情報の提供協力等については，個別条例を制定すること等により協力義務を課していくことも，今後検討していく必要がある。

という意見がありました。

(6) 人づくり

各主体は、他者を理解し共により良く生きようとする姿勢を持ち、積極的に対話することを通して主体的に公共的課題を解決できる人材の育成を、協力して行うこと。

【補足説明等】

- ・ 自治を担うのは、「人」です。将来の自治を担えるような、人間力豊かな人材を育成することが、自治の最も根幹にあるべきと考えられることから、本条例では、人づくりを自治の基本原則に掲げています。
- ・ また、子育てについては、自治を担う各主体が協力して、地域社会において行われるべきであることを、別項（「自助、共助、公助」）で明らかにしています。

(7) 社会資源の利活用等

各主体は、自治の推進に当たっては、人や物を大切にすることを、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努めること。

【補足説明等】

- ・ 人の能力や物の値打ちが生かされないことが惜しい、これらを大切にしているという、「もったいない」と思う心は自治の推進に当たり、非常に重要なものです。
- ・ ここでいう「社会資源」には、人材等の「人的資源」、建物や自然等の「物的資源」のほか、法制度等の「制度的資源」、情報等の「知的資源」を含みます。

第4 市民等の権利と責務

(1) 市民の権利

- ・ 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有すること。
- ・ 市民は、まちを構成し、社会的責任を有する者として、さらに活力に満ち、幸せに暮らせるようにしていくため、公共的活動に参画する権利を有すること。
- ・ 市民は、公共的活動を行うために、これに関する情報を求めることができること。
- ・ 市民はそれぞれが、自らに応じた行政サービスを受けることができること。

【補足説明等】

- ・ 「市民としての幸せを求めていく権利」は、日本国憲法で保障されている国民としての幸せを求めていく権利とともに、市民としての幸せを求めていく権利が市民にはあることを明らかにしています。
- ・ また私たちは、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らせるようにしていくための公共的活動に参画する権利を等しく有しています。
- ・ 「公共的活動を行うために、これに関する情報を求めることができる」ことは、協働による自治を確立するために必須であると考えられます。私たちにはプライバシー権が認められており、誰かに情報を求めた結果、その情報が必ず与えられるわけではありませんが、自治を担う各主体は、公共的課題や公共的活動に関する情報を主体的・積極的に開示し、共有を図ることが求められます。

【附帯意見等】

- ・ 外国人の子どもにも、教育を受けることができる権利があるので、受け入れ体制をしっかりと構築していく等の取組をさらに進めていくべきだ。という意見がありました。

(2) 市民の責務

- ・ 市民は、まちを構成し、社会的責任を有する者として自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。
- ・ 市民は、公共的活動の計画及び実施に伴う負担を分任すること。
- ・ 市民は、公共的活動に参画し、遂行するために必要な知識の習得及び技術の向上のため、自己研鑽に努めること。

【補足説明等】

- ・ 私たちは、市民がさらに幸せに暮らしていくための公共的活動に参加する責務があるとともに、自らの発言・行動に責任を持たなければなりません。
- ・ ここでの「公共的活動の計画及び実施に伴う負担」には、各種の税金のほか、公共施設を使用する際の使用料等が含まれます。また、金銭的なものではなく、各種の会議に出席して意見を述べることや、協働事業の実施において実際に作業を行うことなど、役務の提供を含みます。
- ・ また、私たちは、公共的活動に参画し、それらを行っていくために必要な知識を習得したり、技術を向上させたりするため、自己研鑽に努めなければなりません。
- ・ 例えば市政に関する情報を積極的に収集し、自ら適切に判断できるように努めていく必要があります。

(3) 地域活動団体の責務

- ・ 地域活動団体は、地域内の市民の対話を促し、市民が公共的課題を共有できるようにし、地域内の市民の意見の集約を図り、公共的活動を行うことで、地域の課題の解決に努めること。
- ・ 地域活動団体は、それぞれが協力し、つながりを強く確かにし、情報を共有することに努めるほか、その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努めること。

【補足説明等】

- ・ ここでの「つながり」とは、「ネットワーク」を指しています。
- ・ 数多くの主体により、協働によるまちづくりを進めていく上では、情報の共有と、各主体が対等の立場に立った強いネットワークづくりが不可欠です。
- ・ 地域活動団体相互に、さらには市民や非営利活動団体、企業等とも情報を共有し、強いネットワークを構築していくことに努めなければなりません。

【附帯意見等】

- ・ 情報共有とネットワークづくりのためには、当該団体が有する情報を積極的に発信していくことが重要である。
- ・ 地域内に存在する数多くの地域活動団体が、地域の住民のために協力し合うことが、結果的に地域の一体感を醸成することにもなる。
- ・ 「地域まちづくり組織」という文言は、あまりにも不明確なので入れる必要がない。

という意見がありました。

(4) 非営利活動団体の責務

- ・ 非営利活動団体は、お互いに助け合うという精神のもと、各主体を先導または補完して、市民の要望に応え、社会的使命を果たし、市民がさらに幸せに暮らすことができるよう努めること。
- ・ 非営利活動団体は、それぞれが協力し、つながりを強く確かにし、情報を共有することに努めるほか、その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努めること。

【補足説明等】

- ・ ここでの「つながり」とは、「ネットワーク」を指しています。
- ・ 数多くの主体により、協働によるまちづくりを進めていく上では、情報の共有と、各主体が対等の立場に立った強いネットワークづくりが不可欠です。
- ・ 非営利活動団体相互に、さらには市民や地域活動団体、企業等とも情報を共有し、強いネットワークを構築していくことに努めなければなりません。

【附帯意見等】

- ・ 情報共有とネットワークづくりのためには、当該団体が有する情報を積極的に発信していくことが重要である。

という意見がありました。

(5) 事業者の責務

- ・ 事業者は、まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。
- ・ 事業者は、従業員が仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択、実現できるよう、また、円滑に公共的活動に参加できるよう配慮することに努めること。

【補足説明等】

- ・ 事業者は、まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的・自律的に公共的活動（社会貢献活動）に参加する責務があります。例えば、事業所の周りの舗道の清掃活動等に積極的に参加すべきことが挙げられます。
- ・ また同様に事業者は、自らの発言及び行動に責任を持つ必要があります。例えば、市民の住環境や地球環境に配慮すべきことや、労働環境に対する配慮、消費者に対する説明責任等が挙げられ、これらは昨今、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）と呼ばれています。
- ・ 事業者は、自身を構成する従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現されるよう努めなければなりません。すなわち、市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、さらに地域におけるまちづくり（公共的活動）に円滑に参加し、地域社会に貢献できる人材として育成されていくよう配慮することに努めなければなりません。
- ・ 事業者は上記のような事項に配慮しながらも、従業員と協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む必要があります。

第5 議会の役割と責務

(1) 議会の役割と責務

- ・ 議会は、市民の意思が市政に反映され、市民全体がさらに幸せに暮らしていくことができるよう努めること。
- ・ 議会は、市政運営が適正に行われるよう調査、監視するとともに、政策立案等を行うこと。
- ・ 議会は、市民に積極的に情報を提供することにより、情報の共有を図るとともに、説明責任を果たすよう努めること。

【補足説明等】

- ・ 協働によるまちづくりを進めていくためには、議会が公開し提供している情報を、市民も十分にチェックしていくことが重要です。
- ・ 現在、宇都宮市議会では、広報紙「あなたと市議会」を発行しているほか、ケーブルテレビ中継、ホームページによる情報提供を行っています。また、市議会は傍聴することができます。

(2) 議員の責務

- ・ 議員は、市民の代表者としてその信託にこたえとともに、市民全体がさらに幸せに暮らせるようにしていくため、自らの役割と責務を認識し、公正、公平かつ誠実に職務を遂行すること。
- ・ **議員は、前項の職務の遂行のため、広く自己研鑽に努めること。**
- ・ 議員は、自らの議員活動の状況について、積極的に市民に情報を公開することに努めること。

【補足説明等】

- ・ 議員は選挙によって選ばれた市民の代表者であり、その信託にこたえる必要があります。
- ・ **次に、議員も、市民と同様、自己研鑽に努めるべきことを明らかにしています。**
- ・ また議員は、市民の代表者としての職務の性質上、自らがどのような議員活動を行っているかを市民に積極的に情報公開することで、より多くの市民が議員に対して積極的に交流を図り、情報共有ができるように努めるべきことを明らかにしています。

第6 執行機関の役割と責務

(1) 執行機関の役割と責務

- ・ 執行機関は、市の事務を公正、公平かつ誠実に管理し、執行すること。
- ・ 執行機関は、市長のもと、市民の意向の把握に努めるとともに、執行機関相互に連携を図り、総合的な行政サービスを提供すること。
- ・ 執行機関は、市民全体がさらに幸せに暮らせるようにしていくため、資源及び財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的な行財政運営を行うこと。
- ・ 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に当たり、情報を積極的かつ速やかに提供するよう努めることにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民への説明責任を果たすこと。

【補足説明等】

- ・ 執行機関は、市民の意向を把握しながら、横断的に相互に連携を図り、一体となって、総合的な行政サービスを提供していくことを明らかにしています。
- ・ また、社会資源を利活用しながら、効果的・効率的に市政運営を行わなければなりません。
- ・ さらに、協働のまちづくりを担う一つの主体として、積極的に市民との情報共有を図り、説明責任を果たさなければなりません。

(2) 市長の責務

- ・ 市長は、市民の代表者としてその信託にこたえとともに、市民全体がさらに幸せに暮らせるようにしていくため、市の代表者として公正、公平かつ誠実に市政を執行すること。
- ・ 市長は、資源及び財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的な行財政運営を行うこと。
- ・ 市長は、前2項の職務の遂行のため、広く自己研鑽に努めること。

【補足説明等】

- ・ 市長は選挙によって選ばれた市民の代表者であり、その信託にこたえる必要があります。また市長は、地方自治法に定められているとおり市~~（議会と執行機関）~~の代表者であって、公平、公正、誠実に市政を遂行しなければなりません。
- ・ 市長も、市民と同様、自己研鑽に努めるべきことを明らかにしています。

(3) 職員の責務

- ・ 職員は、市民全体のために働く者として、公正、公平かつ誠実に職務を遂行すること。
- ・ 職員は、市民全体がさらに幸せに暮らせるようにしていくため、資源及び財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的に職務を遂行すること。
- ・ 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため、自己研鑽に努めること。
- ・ 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとする。

【補足説明等】

- ・ 職員も、市民と同様、自らの職務遂行に必要な知識の習得、技能の向上のため、自己研鑽に努めるべきことを明らかにしています。
- ・ また、市職員は、市政を実行する者として、協働によるまちづくりの推進に配慮しながら職務を遂行しなければなりません。

第7 参画と協働

(1) 自助，共助，公助

- ・ 市民は，自らできることは自ら，家庭，地域コミュニティや地域活動団体の中でできることはその中で，他の各主体と協力して対応しなければならないことは各主体と適切に役割と責任を担い合って，行わなければならないこと。
- ・ 市民は，地域コミュニティ及び地域活動団体が自治の原点であることを認識し，地域コミュニティ及び地域活動団体がより強く，確かなものとなるよう，世代や文化を超えてまわりの人々と対話し，公共的課題を共有するとともに，その解決に貢献するよう努めなければならないこと。
- ・ 市民等は，人づくりの要となる子育てが地域社会における各主体の連携の下に行われるよう協力していかななければならないこと。

【補足説明等】

- ・ 自助とは，「自分で自分の身の回りのことに対応すること。」，共助とは，「自分だけでは対応できない身の回りのことに対し，近隣の人々がお互いに助け合ったり（互助），地域で力を合わせたりして対応すること。」，公助とは，「自助や共助では対応できない状況に対し，地方公共団体や国とも協力して対応すること。」です。
- ・ 自治は，自分の身の回りの小さな範囲から対応していくべきこと，いわゆる「補完性の原則」を明らかにしています。
- ・ 地域コミュニティや地域活動団体は自治の原点であり，市民は，世代を超え，また，国際共生の考え方のもと，文化を超え，まわりの人々と対話することを通して，公共的活動に協力し，地域力を強めていくよう努めなければなりません。
- ・ また，子育てが，地域における市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者等，各種の主体の協力のもと行われるべきことを明らかにしています。

(2) 地域主体のまちづくり

- ・ 地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、各主体は協力して、小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行いながら取り組んでいくこと。
- ・ 執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合的な行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や、市民との協働の推進等、住民主体の地域づくりを進めること。

【補足説明等】

- ・ 自治を行うにあたり、適切な地域区分は重要なことであり、現在、各種の公共的活動の内容に応じて、それぞれに地域区分がなされ、それらが重なり合っている状況にあります。地域においては、各主体が協力して合理的な地域区分を行った上で、まちづくりを行っていかねばなりません。
- ・ 本市においては、中央部が小学校区、周辺部が中学校区を基本とした地域区分のもと地域活動団体その他の各種団体が連携していますが、これから地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、住民の生活圏の実態に配慮した地域区分を理想とすることを明らかにしています。

【附帯意見等】

- ・ 本市でも、大小様々な小・中学校区がある中で、児童・生徒数が増加・減少している小・中学校区があり、学区自体が流動的である中、まちづくり、行政区の単位として学区を例示することは、この条例の普遍性を考えると適切ではないのではないか。

という意見がありました。

(3) 協働の推進

- ・ 執行機関は、この項、次の項（附属機関等）及びその次の項（住民投票）に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備すること。
- ・ 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定すること。
- ・ 執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じること。

【補足説明等】

- ・ 本市では、次項に定めている附属機関以外にも、市民と市長が直接意見交換を行う「まちづくり懇談会」や、「宮だより」（メール，FAX，身近な施設からの専用便箋・封筒により，市長へ直接ご意見を頂くもの）等を行っており，さらに，パブリックコメント制度実施要綱（平成14年4月1日施行）に基づき，市民生活に広く影響を与え，必要と認められるものにつき，パブリックコメントを実施する等，多様な参画の機会を整備しています。

(4) 附属機関等

- ・ 附属機関や懇談会等（以下「附属機関等」といいます。）の会議は，特段の理由がある場合を除き，公開すること。
- ・ 執行機関は，附属機関等の委員の選任に当たっては，その設置の目的に適する場合，委員の全部または一部を公募すること。

【補足説明等】

- ・ 本市では，「審議会，委員会制度の改善に関する指針」，「附属機関等の会議の公開に関する要領」，「附属機関等の公募に関する要領」に基づき，原則として会議を公開し，公募委員を導入するとともに，女性委員の割合の向上に努めています。

(5) 住民投票

- ・ 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができること。
- ・ 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めること。
- ・ 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重すること。

【補足説明等】

- ・ 現在でも、地方自治法に基づいて、住民・議員・市長が、住民投票を実施するための条例の制定を請求・発議し、その条例を制定した上で住民投票を実施することが可能です。ここでは、市長が住民投票の執行者であることを明らかにしています。
- ・ 住民投票の方式には、
 - (1) 住民投票をする必要がある事案が生じたときに、個別に条例を制定して住民投票を行うやり方
 - (2) 一定の条件が満たされれば自動的に住民投票を実施できるよう、あらかじめ条件や手續を定めた条例を整備しておくやり方の2とおりがありますが、現在、地方自治法に定められた条例制定請求権により、個別に条例を制定して住民投票を実施することが可能であること、及び、住民投票の対象となる事案に応じて、柔軟に投票の実施に必要な事項を定めることができることから、(1)のやり方が適切であるということになりました。
- ・ 条例制定の請求・発議は地方自治法に基づきます。

市民からの請求・発議	・ 地方自治法第74条に基づき、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、代表者が市長に対し条例案を示し、その制定を請求 ・ 市長は意見を付けて議会に提案（発議）し、議決を経て住民投票に関する条例を制定
議員からの発議	・ 地方自治法第112条に基づき、議員の12分の1以上の賛成を得て、議員が議会に条例案を提案（発議）し、議決を経て住民投票に関する条例を制定
市長からの発議	・ 地方自治法第149条に基づき、市長が議会に条例案を提案（発議）し、議決を経て住民投票に関する条例を制定

- ・ この地方自治法に基づく住民投票は、条例の制定という市議会の議決を経るものであり、また、その結果については市長・市議会が尊重することとしていることから、日本国憲法が前提としている間接民主制に基づく議会の機能に抵触するものではありません。

【附帯意見等】

- ・ 住民投票の投票資格権者の年齢要件については、「成年」であることが適当であるが、住民投票を実施する際に個別に設置する条例の中で投票資格者要件も定めることから、自治基本条例に定める必要はない。
という意見がありました。

第8 市政運営の基本事項

(1) 総合的な市政運営

- ・ 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うこと。
- ・ 執行機関は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進すること。

【補足説明等】

- ・ 本市では、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造からなる総合計画を策定し、総合的で計画的な市政運営を行っています。

(2) 財政運営

- ・ 執行機関は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努め、市政が持続的に発展していくよう努めること。
- ・ 執行機関は、財政運営に関する状況を分かりやすく市民に公表していくこと。

【補足説明等】

- ・ 本市では、5年を計画期間とする「中期財政計画」を作成し、毎年見直して公表するとともに、バランスシートや行政コスト計算書を作成し、財政の健全性の確保に努めています。
- ・ また、「宇都宮市『財政事情』の作成及び公表に関する条例」に基づき、財政に関するわかりやすい資料として「財政事情」を作成し、公表しています。

(3) 市政運営の評価

- ・ 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、最もふさわしい方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・ 執行機関は、各主体と協力しながら、最もふさわしい方法により協働のまちづくりの趣旨にのっとり事業等の評価を実施し、その結果を公表すること。

【補足説明等】

- ・ 一点目では、本市が実施している施策評価・事務事業評価について述べています。本市では、市（執行機関）が行う施策・事務事業について、「どのような成果があったのか」、「当初想定した成果が着実に上がっているか」という視点から客観的に評価・検証を行っており、その評価結果をホームページ等で公表しています。
- （・ 二点目では、本市が実施している市民協働事業評価について述べています。本市では、市民と市が協働で実施している事業について、協働のまちづくりの発展、改善等の観点から評価・検証を行っており、その評価結果をホームページ等で公表しています。）（平成19年12月現在、第1回目の評価作業中）

(4) 執行機関の組織

執行機関は、その組織を、市民に分かりやすく、効率的かつ機動的なものとし、社会情勢の変化及び市民が必要とする行政サービスに対し、的確に対応できるよう組織を編成すること。

【補足説明等】

- ・ 本市においては、「宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事・組織の状況をホームページ等で公表しています。

【附帯意見等】

- ・ 職員の「専門性」を重視する人事方針が必要である。
 - ・ 地元をよく知る職員を地区市民センターに長く配置することは、地域にとってありがたいこと。地元には、地元に溶け込んだ職員が必要である。
- という意見がありました。

(5) 行政手続

執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関する基準を明らかにし、公正で透明な行政手続の確保に努めること。

【補足説明等】

- ・ ここでいう条例とは、「宇都宮市行政手続条例」（平成８年１２月１９日制定）を指します。

(6) 法令、条例等の解釈及び運用

執行機関は、法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的に行うよう努めること。

【補足説明等】

- ・ 市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないことは別の項で定められていますが、さらに、法令、条例、規則等の解釈及び運用においては、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的とすることを明らかにしています。

(7) 法令の遵守

執行機関は、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、法令遵守体制を構築しなければならないこと。

【補足説明等】

- ・ 条例を制定し、運用することで市政を行っていく執行機関においては、法令遵守体制を構築することは極めて重要なことです。

(8) 国及び他の地方公共団体との連携

市は、国および関係地方公共団体と互いに連携を図りながら、共通する課題を解決するよう努めること。

【附帯意見等】

- ・ 特に県内における共通課題の解決に当たっては、本市は、県都としてのリーダーシップを発揮しながら積極的に連携を図っていくことが重要である。という意見がありました。

5 おわりに

今回、会議では、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める条例として、この自治基本条例に何を盛り込むべきかを検討しました。この提言書の内容が、執行機関における条例案の策定と議会の議決を経て、条例となったとき、私たちは、宇都宮市の自治を担う私たち全てに共通するルールを持つことになります。

しかしながら、この条例を制定することは一つの通過点であり、この条例に基づき、市民主体のまちづくりを確立するための取組が実際になされ、そして市民がさらに幸せに暮らせるようになることこそが本当に大切であると考えます。

なお、この条例は市の自治の最も根本にあり、大切な自治の理念、基本原則のほか、いろいろな制度や条例の基本的なところが記載されているものであり、新たに市が条例や制度をつくったり、政策を実施したりする際には、最大限、尊重されることになるものであることから、市の各種条例、規則等の冒頭に位置付けられるべきものであると考えます。

会議としては、この提言書の趣旨が十分に活かされた条例が制定されることを、強く期待します。

参考資料 1 宇都宮市自治基本条例を考える会議委員名簿

(1) 第1～8回（平成18年6月～平成19年2月）

（区分ごと氏名 50 音順（議員は議席番号，市職員は行政機構順））

	区分	氏名	職 名	備 考
1	(1) 学識経験を有する者	井上 豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	会 長
2		藤本 信義	宇都宮大学工学部 教授	
3		増井 瑞穂	弁護士	
4	(2) 関係団体を代表する者	阿部 将樹	宇都宮市社会福祉協議会 常務理事	
5		鎌倉 三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
6		佐々木 英明	宇都宮市自治会連合会 会長	
7		添田 包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	
8		築 郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
9		渡辺 寿一	地域まちづくり組織 代表	
10	(3) 公募により選出された市民	浅野 政一		一般公募
11		梅林 孟		
12		片岡 猪三郎		
13		片桐 梓		
14		川嶋 和子		
15		郡司 紀子		
16		小針 協子		
17		酒井 昭二		
18		高山 裕介		
19		田中 美希		
20		船津 祥		
21		本田 崇広		
22		阿久津 和哉	宇都宮青年会議所 理事	団体代表公募
23		大矢 裕啓	宇都宮市PTA連合会 会長	
24		川又 康之亮	栃木県農業者懇談会 会長	
25		佐藤 六夫	宇都宮市老人クラブ連合会 会長	
26		陣内 雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	
27		砂長 勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	
28		寺崎 保史	宇都宮中央地区防犯協会 会長	
29		中島 里美	宇都宮市国際交流協会	
30		中山 慶恵子	男女共同参画を目指すうつのみや市民会議 事務局長	
31		松本 カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長	
32		山野井 暉	宇都宮市体育協会 会長	

	区分	氏名	職 名	備 考
33	(4) 市議会議員	金沢 力	宇都宮市議会議員	
34		半貫 光芳	〃	
35		熊本 和夫	〃	
36		大竹 清作	〃	副会長
37		福田 浩二	〃	
38		中山 勝二	〃	
39	(5) 市職員	五井渕 治夫	宇都宮市行政経営部長	
40		高井 徹	〃 行政経営部行政経営課長	
41		横松 薫	〃 総合政策部長	
42		手塚 英和	〃 総合政策部政策審議室長	
43		砂川 幹男	〃 自治振興部長	
44		柴田 賢司	〃 自治振興部みんなでまちづくり課長	

(2) 第9～16回(平成19年7月～平成20年3月)

(区分ごと氏名50音順(議員は議席番号, 市職員は行政機構順))

	区分	氏名	職名	備考
1	(1) 学識経験を有する者	井上 豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	
2		藤本 信義	宇都宮大学 名誉教授	会長
3		増井 瑞穂	弁護士	
4	(2) 関係団体を代表する者	伊藤 誠	地域まちづくり組織 代表	
5		大竹 泰二	宇都宮市社会福祉協議会 副会長	
6		鎌倉 三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
7		佐々木 英明	宇都宮市自治会連合会 会長	
8		添田 包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	
9		築 郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
10	(3) 上河内・河内自治会議から選出した市民	佐藤 和男	上河内自治会議委員	
11		須藤 貢	河内自治会議委員	
12		西岡 隆義	〃	
13		古橋 正好	上河内自治会議委員	
14	(4) 公募により選出した市民	浅野 政一		一般公募
15		梅林 孟		
16		片岡 猪三郎		
17		片桐 梓		
18		川嶋 和子		
19		郡司 紀子		
20		小針 協子		
21		酒井 昭二		
22		高山 裕介		
23		田中 美希		
24		船津 祥		
25		本田 崇広		
26	(4) 公募により選出した市民	阿久津 和哉	宇都宮青年会議所 理事	団体代表公募
27		大矢 裕啓	宇都宮市PTA連合会 顧問	
28		川又 康之亮	栃木県農業者懇談会 常任顧問	
29		佐藤 六夫	宇都宮市老人クラブ連合会 会長	
30		陣内 雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	
31		砂長 勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	
32		寺崎 保史	宇都宮中央地区防犯協会 会長	
33		中島 里美	宇都宮市国際交流協会	
34		中山 慶恵子	男女共同参画を目指すうつのみや市民会議 事務局長	
35		松本 カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長	
36		山野井 暉	宇都宮市体育協会 会長	

	区分	氏名	職 名	備 考
37	(5) 市議会議員	郷間 康久	宇都宮市議会議員	
38		櫻井 啓一	〃	
39		小林 紀夫	〃	
40		渡辺 通子	〃	
41		塚原 毅繁	〃	
42		山本 直由	〃	副会長
43	(6) 市職員	福田 幹雄	宇都宮市行政経営部長	
44		馬嶋 孝	〃 行政経営部行政経営課長	
45		横松 薫	〃 総合政策部長	
46		柴田 賢司	〃 総合政策部政策審議室長	
47		砂川 幹男	〃 自治振興部長	
48		森山 和夫	〃 自治振興部みんなでまちづくり課長	

(3) 分科会（平成19年8～11月）

（区分ごと氏名50音順（議員は議席番号，市職員は行政機構順））

第1分科会（前文，総則，自治の理念・基本原則）

	区分	氏名	職 名	備 考
1	(1)学識経験を有する者	井上 豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	
6	(2)関係団体を代表する者	鎌倉 三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
10	(3)上河内・河内自治会議から選出した市民	佐藤 和男	上河内自治会議委員	
11		須藤 貢	河内自治会議委員	
19	(4)公募により選出した市民	郡司 紀子		広報班
20		小針 協子		世話人（正） ・ 広報班
25		本田 崇広		
27		大矢 裕啓	宇都宮市PTA連合会 顧問	世話人（副）
28		川又 康之亮	栃木県農業者懇談会 常任顧問	
29		佐藤 六夫	宇都宮市老人クラブ連合会 会長	
34		中山 慶恵子	男女共同参画を目指すうつのみや市民会議 事務局長	
37	(5)市議会議員	郷間 康久	宇都宮市議会議員	
42		山本 直由	〃	副会長
43	(6)市職員	福田 幹雄	宇都宮市行政経営部長	
46		柴田 賢司	〃 総合政策部政策審議室長	

第2分科会（市民・市議会・執行機関の役割・権利・責務）

	区分	氏名	職 名	備 考
3	(1)学識経験を有する者	増井 瑞穂	弁護士	
4	(2)関係団体を代表する者	伊藤 誠	地域まちづくり組織 代表	
8		添田 包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	
13	(3)上河内・河内自治会議から選出した市民	古橋 正好	上河内自治会議委員	
15	(4)公募により選出した市民	梅林 孟		
16		片岡 猪三郎		広報班
22		高山 裕介		
24		船津 祥		世話人（正）
26		阿久津 和哉	宇都宮青年会議所 理事	
31		砂長 勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	世話人（副）
33		中島 里美	宇都宮市国際交流協会	
36		山野井 暉	宇都宮市体育協会 会長	
38	(5)市議会議員	櫻井 啓一	宇都宮市議会議員	
40		渡辺 通子	〃	広報班
45	(6)市職員	横松 薫	宇都宮市総合政策部長	
48		森山 和夫	〃 自治振興部みんなでまちづくり課長	

第3分科会（市政運営の仕組み）

	区分	氏名	職 名	備 考
2	(1)学識経験を有する者	藤本 信義	宇都宮大学 名誉教授	会長
5	(2)関係団体を代表する者	大竹 泰二	宇都宮市社会福祉協議会 副会長	
7		佐々木 英明	宇都宮市自治会連合会 会長	
9		築 郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
12	(3)上河内・河内自治会議から選出した市民	西岡 隆義	河内自治会議委員	
14	(4)公募により選出した市民	浅野 政一		広報班
17		片桐 梓		
18		川嶋 和子		広報班
21		酒井 昭二		世話人（正）
23		田中 美希		
30		陣内 雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	世話人（副）
32		寺崎 保史	宇都宮中央地区防犯協会 会長	
35		松本 カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長	
39	(5)市議会議員	小林 紀夫	宇都宮市議会議員	
41		塚原 毅繁	〃	世話人（副）
44	(6)市職員	馬嶋 孝	宇都宮市行政経営部行政経営課長	
47		砂川 幹男	〃 自治振興部長	

(4) 広報班（平成19年8月～平成 年 月）

（区分ごと氏名50音順）

	区分	氏名	職 名	備 考
14	(4) 公募により選出した市民	浅野 政一		第3分科会
16		片岡 猪三郎		副班長, 第2分科会
18		川嶋 和子		第3分科会
19		郡司 紀子		第1分科会
20		小針 協子		班長, 第1分科会
40	(5) 市議会議員	渡辺 通子	宇都宮市議会議員	第2分科会

(5) 提言書検討委員会（平成19年12月～平成20年2月）

（区分ごと氏名50音順）

	区分	氏名	職 名	備 考
1	(1) 学識経験を有する者	井上 豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	委員長
20	(4) 公募により選出した市民	小針 協子		第1分科会世話人(正)
21		酒井 昭二		第3分科会世話人(正)
24		船津 祥		副委員長, 第2分科会世話人(正)
27		大矢 裕啓	宇都宮市PTA連合会 顧問	第1分科会世話人(副)
30		陣内 雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	第3分科会世話人(副)
31	(5) 市議会議員	砂長 勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	第2分科会世話人(副)
41		塚原 毅繁	宇都宮市議会議員	第3分科会世話人(副)

平成18年度検討の経過

	第1回 (平成18年6月23日)	第2回 (平成18年7月13日)	第3回 (平成18年8月10日)	第4回 (平成18年8月31日)	第5回 (平成18年9月27日)	第6回 (平成18年11月9日)	第7回 (平成19年1月23日)	第8回 (平成19年2月21日)
前提となる 知識の共有化	●勉強会 「自治基本条 例とは何か」	●勉強会 「自治基本条 例の制定状況」 「市政運営の 状況」	●勉強会 「ワークショ ップの進め方」					
会議の進め方		(話し合うテー マのアンケート の実施)	●ワークショップ 「良い会議・悪 い会議」	→ (前回のまとめ)				
自治基本条例の 必要性・意義			●ワークショップ 「市民主体のま ちづくりをさら に進めるために は」	●ワークショップ 「自治基本条 例の必要性・意 義について」	●グループ協議 (前回のまとめ)	●全体協議 (会議全体として 条例の必要性があ ることを確認)		
自治基本条例に 盛り込みたい 事 項			(条例のあり方・位置付 け、条例に盛り込み たい事項に関する意見)		●ワークショップ 「自治基本条 例に盛り込み たい事項について」	●グループ協議 (前回のまとめ)		
自治基本条例の 基本的な考え方						●グループ協議 「条例の基本的 な考え方・骨格」	●グループ協 議、全体協議 「条例の基本的な考 え方について」	

平成18年度の検討結果のまとめ

平成19年度検討の経過

	第9回 (平成19年7月26日)	第10回 (平成19年8月27日)	第11回 (平成19年9月28日)	第12回 (平成19年10月17日)	第13回 (平成19年11月7日)	第14回 (平成19年11月28日)	提言書検討委員会 (平成19年12月 ～平成20年2月)	第15回 (平成20年2月6日)	第16回 (平成20年3月27日)	
会議の進め方	●全体協議 「今後の検討 の進め方」	●全体協議 「分科会の所 属」等								
前文、 自治の理念・ 基本原則、 総則		●第1分科会 「今後の検討の 進め方」	●第1分科会 「前文」 (「K」法による キーワード抽出)	●第1分科会 「前文」 (詳細の検討)	●第1分科会 「自治の理念」 「自治の基本 原則」 「総則」	●第1分科会 「自治の範囲」 「検討の まとめ」	検討結果の 発表	●第1～4回 提言書 検討 委員会 (提言書 素案の 検討)	●全体協議 (提言書 素案の検討)	●全体協議 (提言書 素案の検討)
市民・議会・ 執行機関の 役割・権利・ 責務		●第2分科会 「今後の検討の 進め方」	●第2分科会 (「市民」関係検討グループ) 「定義」	●第2分科会 (「市民」関係検討グループ) 「市民等の責務」	●第2分科会 (合同) 「企業の責務」 「議員の責務」 「執行機関の 責務」	●第2分科会 「検討の まとめ」				
市政運営の 仕組み		●第3分科会 「今後の検討の 進め方」	●第3分科会 「協働の位 置付け」 「協働の推 進」	●第3分科会 「市政運営 の仕組み」 (市民協働 関係)	●第3分科会 「市政運営 の仕組み」 (執行機関 関係)	●第3分科会 「検討の まとめ」				
広 報		●第1回広報班会議 (平成19年8月30日) 「広報紙について」 「第1回ニュース レターについて」	●第2回広報班会議 (平成19年9月10日) 「広報紙について」 「第1回ニュース レターについて」	●第3回広報班会議 (平成19年9月28日) 「第1回ニュース レターについて」	●第4回広報班会議 (平成19年11月16日) 「シンポジウムについて」・ 「第2回ニュース レター・ちらしについて」	●第5回広報班会議 (平成19年11月28日) 「第2回ニュー スレター・ちらし について」	●第6回広報班会議 (平成19年12月14日) 「シンポジウムについて」・ 「第2回ニュース レター・ちらしについて」	●第7回広報班会議 (平成20年2月6日) 「シンポジウ ムについて」	●第8回広報班会議 (平成20年3月19日) 「市民との意見交換会に ついて」・「第3回ニュー スレターについて」	●第9回広報班会議 (平成20年3月27日) 「市民との意見交換会に ついて」・「第3回ニュー スレターについて」

宇都宮市行政経営部行政経営課

〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

電 話:028-632-2035

ファックス:028-632-5425

E-mail:u2105@city.utsunomiya.tochigi.jp